

第22期
第24回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年5月25日(水) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 35号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4 報告第 36号	農地所有適格法人の要件確認について
日程第5 議案第109号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6 議案第110号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7 議案第111号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第112号	違反転用事案報告に係る意見について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第24回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
4番 児玉匡樹委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第35号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第35号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○
賃貸人 ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○
地 番 ○○○○番地
地 目 畑
地 積 1, 771㎡
契約期間 令和1.8.1～令和11.7.31
解約日 令和4.5.10
解約の事由 相手方の要望
他5件
報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第36号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第36号「農地所有適格法人の要件確認について」農地法第6条の規定に基づき提出された報告書により、同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件について次のとおり確認したので報告する。

○法人の名称及び所在地

○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○

○確認事項

農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件を充たしている。

詳細は別紙1のとおり

他8法人

報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第109号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第109号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○
譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○○○
地 番 ○○○○番地○
地 目 畑
地 積 248㎡
経 営 面 積 5,649㎡
括弧書きは権利取得前の面積です。
契約の種類等 所有権の移転(売買)
対価(10a当り) ○○○○○○円

他7件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、9番 丸川正博委員よりお願いいたします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員。

丸川正博委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月21日、わたくしと、児玉匡樹委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、耕運機1台を所有しており、今後、軽トラック1台の購入を予定しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は本人が8年、父と母は20年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は5,649㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづいて2番案件から4番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

村上浩康委員 はい、議長。

議 長 はい、村上委員。

村上浩康委員 2番案件から4番案件について、調査のご報告をいたします。

5月23日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から独立した農業部門専門の会社で、農業経営基盤は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から引き継ぐことを確認しております。

機械の所有状況につきましては、SS 3 台、乗用草刈機 3 台、車輛 4 台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、その他 5 人とのことです。技術は本人が 11 年、その他 5 人も 3 年から 11 年の経験があり問題ないと思われま。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづいて 5 番案件から 8 番案件について、5 番 鈴木政司委員よりお願いいたします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 5 番案件から 8 番案件について調査のご報告をいたします。

5 月 23 日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

調査結果については、2 番案件から 4 番案件まで報告のあった結果内容と同様です。取得後の経営面積は、2 番案件から 4 番案件も含めて、合計 27, 156 m²です。以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労さまでした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件から 8 番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件から 8 番案件について許可することに決しました。日程第 6 議案第 110 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議

題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第110号「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 転用事業者 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	413㎡
転用目的		一般住宅
備考		併用地 宅地55㎡

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、7番 中川要一委員よりお願いいたします。

中川要一委員 はい、議長。

議 長 はい、中川委員。

中川要一委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月21日、わたくしと、丸川正博委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第7 議案第111号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第111号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和4年度第2回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和4年5月26日。

【新規】

番号1

申請人 譲受人 ○○○○○○
○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○
譲渡人 長井市○○○○○○○○番地の○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○番地
地 目 田
地 積 273㎡
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）

賃貸期間 令和4.5.27～令和14.11.30
土地の引渡時期 令和4.5.27
対価(10a当り) ○○○○○○円
他26件

19ページをご覧ください。

【新規 転貸】

番号28

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○○○番地 ○○ ○○
譲渡人 ○○○○○○○○
○○○○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○○○
地 番 ○○○○番地
地 目 畑
地 積 936㎡ 他5筆
契約の種類等 賃貸借権の設定(10年)
賃貸期間 令和4.5.27～令和14.11.30
土地の引渡時期 令和4.5.27
対価(10a当り) ○○○○○○円
他3件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から31番案件について、
計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第2回白鷹町農用地利用集積計画を決定し

ました。

日程第8 議案第112号「違反転用事案報告に係る意見について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第112号「違反転用事案報告に係る意見について」次の農地について、農地法第51条第1項第1号事案が発生したので意見を求める。

番号1

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
面	積	121㎡
登	記	畑
現	況	畑 他2筆
事	由	農地法第4条の許可を得ないで農地の擁壁を設置した うえ、盛土造成を行ったもの。

別紙の違反転用事案報告（案）をご覧ください。

下から2段目の欄に農業委員会からの意見を付して、県知事に違反転用事案を報告するものであります。説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に農地部会より調査報告を求めます。

齋藤永治郎 農地部会長よりお願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 1番案件について、調査のご報告をいたします。

本日5月25日、わたくしと、児玉匡樹委員、樋口金一郎委員、鈴木政司委員、村上浩康委員、事務局の川部補佐と現地調査を行いました。

違反転用に係る土地は、畔藤地内において、農業振興地域内の農用地区域及び白地地域であるにもかかわらず、農地法第4条の許可を得ないで農地に擁壁

を設置したうえ、盛土造成を行っている状況です。

この状況について農地部会で検討した結果「当該地は、農振農用地区域の農地を含んでおり、現状復旧の指導をしたにもかかわらず、未だに農地に擁壁が設置され盛土造成された状態である。しかるべき手続きを踏んでいない今事案については由々しきものであり、早急に現状復旧の対応をとるべきである。ついでには、違反転用事案として山形県知事に報告することが適用である」と全員一致で判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり、白鷹町農業委員会の意見として、県に報告することについて賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり県に報告することに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第24回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第24回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和4年5月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____